

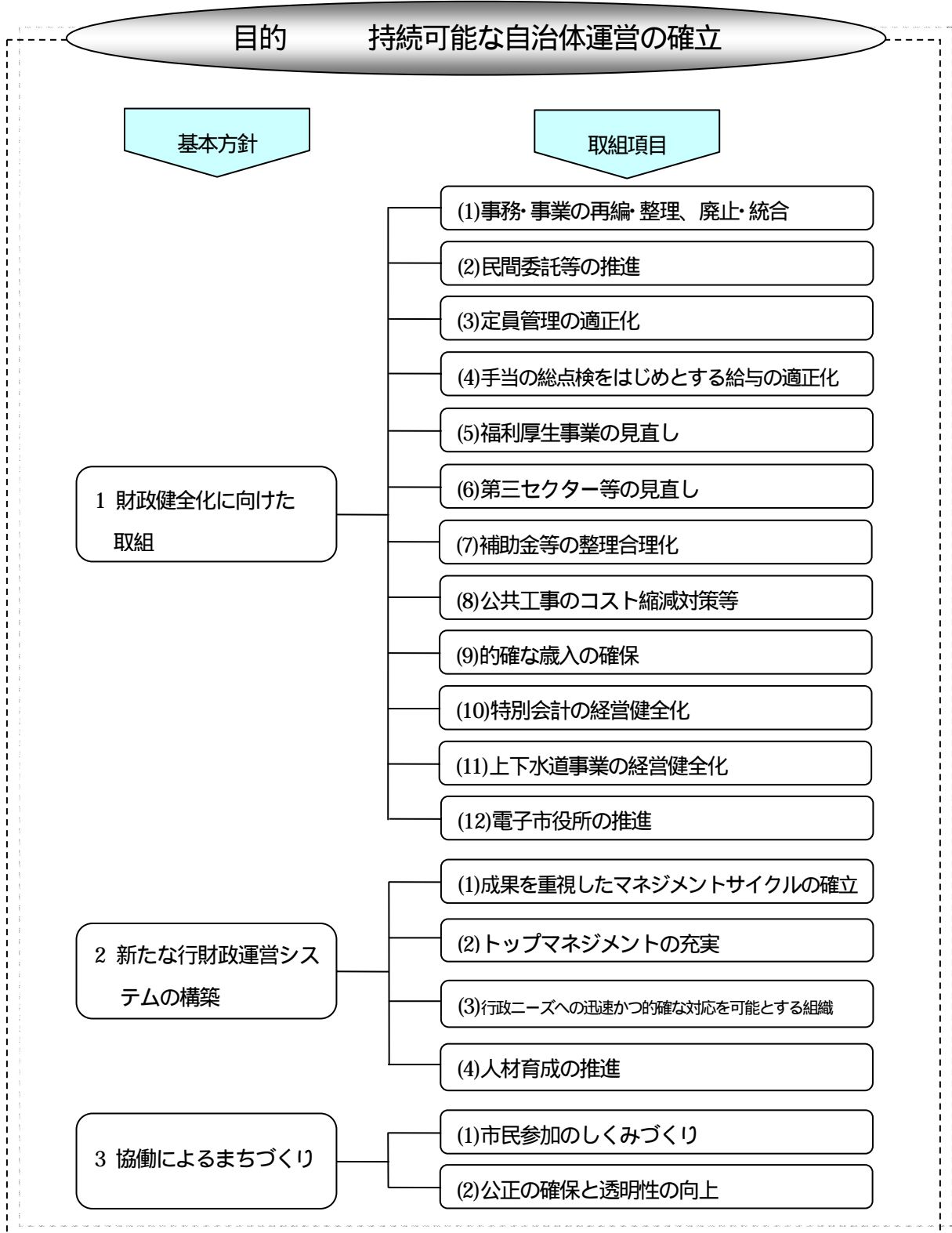
集中改革プラン実施プログラム

平成18年4月

集中改革プラン実施プログラムについて

この集中改革プラン実施プログラムは、「川越市集中改革プラン」の「改革への取組」で示されている項目に基づいて、改革の具体的な実施項目を設定し、その実施年度や方針などをまとめたものです。

このプログラムの内容については絶えず見直しを行い、必要に応じて改定を行います。



目 次

集中改革プラン実施プログラムについて

1 財政健全化に向けた取組

(1)事務・事業の再編・整理、廃止・統合	1
(2)民間委託等の推進	2
(3)定員管理の適正化	6
(4)手当の総点検をはじめとする給与の適正化	7
(5)福利厚生事業の見直し	12
(6)第三セクター等の見直し	13
(7)補助金等の整理合理化	14
(8)公共工事のコスト縮減対策等	15
(9)的確な歳入の確保	16
(10)特別会計の経営健全化	18
(11)上下水道事業の経営健全化	19
(12)電子市役所の推進	20

2 新たな行財政運営システムの構築

(1)成果を重視したマネジメントサイクルの確立	22
(2)トップマネジメントの充実	23
(3)行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織	24
(4)人材育成の推進	25

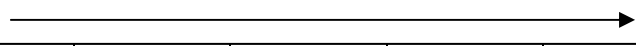
3 協働によるまちづくり

(1)市民参加のしくみづくり	26
(2)公正の確保と透明性の向上	28

1 財政健全化に向けた取組

(1) 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

1 - (1)

項目	事務事業の見直し	所管課	全部局			
方針	事務事業評価制度を活用し、事務事業の見直しを行う。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22～
	恒常的に実施 					
内容	必要性・有効性・効率性・公平性の観点から事務事業を評価し、各事業の今後の方向性（継続・見直し・拡充・縮小・廃止）を判断する。 平成15年度から事務事業評価を実施している。					

(2) 民間委託等の推進

1 - (2)

事務事業・公の施設以外の施設

項目	民間委託等の推進			所管課	全部局	
方針	事務事業について、「民間委託等の推進に関する指針」に基づき廃止・民営化・民間委託を検討する。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22～
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> 検討・実施 → </div>					
内容	<p>事務事業について、平成 17 年度に策定した「民間委託等の推進に関する指針」に基づき、「民間にできることは民間に委ねる。」ことを基本方針として、積極的・計画的に民間委託等を推進する。</p> <p>民間委託等推進計画を策定し、毎年度進行管理・見直しを行う。</p>					
	全部委託を推進する事業	H18 実施	市役所前駐車場整理・葬祭業務			
		H19 以降実施	水道メータ開閉栓及び交換・北久保最終処分場浸出水運搬業務			
	委託の拡大(一部委託)を推進する事業	H19 以降実施	公園利用等に係る申請受付・道路管理・ごみ収集・粗大ごみ収集・し尿処理施設運転・管路修繕・管渠清掃・漏水修繕・学校給食業務			
	廃止する事業(施設)	H18 実施	水質分析センター			
		H19 以降実施	小畔の里クリーンセンター(一般廃棄物最終処分埋立業務)			
	職員配置の見直し	H18 実施	公用車運転業務			
		H19 以降実施	当直業務			
その他現時点で検討中の事業	国際交流センター・記者クラブ連絡・印刷・学校用務・選挙(投票・開票)					

項目	公の施設の管理の見直し			所管課	全部局	
方針	公の施設について、管理のあり方を見直し、指定管理者制度等の活用を積極的に検討する。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22～
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> 検討・実施 → </div>					
内容	<p>ア 指定管理者制度</p> <p>公の施設について、「指定管理者の導入に係る事務処理方針」に基づき、制度の導入を積極的に検討する。</p> <p>既存の直営施設について、職員配置や管理に要する経費などを勘案し、直営の必要があるか毎年度点検し、導入の可否を検討する。</p> <p>今後設置する施設は、市民サービス向上・経費節減について指定管理者制度による管理と直営を比較検討し、制度導入の可否を検討する。</p>					
	H18 年度に実施する施設	28 施設	自転車駐車場（7 施設）・市民体育館・武道館・養護老人ホームやまぶき荘・老人福祉センター（東・西後楽会館）・老人デイサービスセンター（霞ヶ関東・連雀町）・老人憩いの家（小ヶ谷・高階北・川越駅東口）・総合福祉センター・市民会館・文化会館（西・南）・市民聖苑やすらぎのさと・北部地域ふれあいセンター・中高年齢労働者福祉センター・芳野台体育館・川越運動公園陸上競技場・川越運動公園総合体育館・川越運動公園テニスコート			

H19 年度以降導入を予定する施設	10 施設	川越まつり会館・児童センターこどもの城・川越駅東口児童館・みよしの授産学園・職業センター・川越運動公園（3施設を除く）・御伊勢塚公園・芳野台南公園・城下公園・女性会館
-------------------	-------	---

イ 公営住宅法に基づく管理代行制度

公営住宅については、住宅供給公社等が一体的管理し、管理の効率化を図ることができる「管理代行制度」が創設されたため、本市においても、この制度の積極的な活用を図る。

市営住宅 再開発住宅 引揚者住宅	H19 年度以降実施
------------------------	------------

ウ 業務委託の拡大

公の施設を直営で管理する場合でも、業務委託の拡大を検討する。

斎場	H19 以降実施	火葬業務の委託拡大
氷川公園ほか 172 公園	H19 以降実施	公園管理の日常的業務（園内清掃、除草、低木刈込み、遊具点検等）の段階的委託

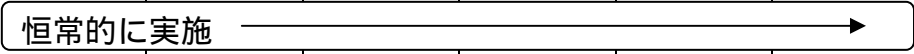
エ 管理方法について現時点で検討中の施設

市立診療所・保育所(20)・東口公共地下駐車場・農業ふれあいセンター

オ その他現時点で指定管理者制度を導入する予定のない施設

生活情報センター・美術館・あけぼの・ひかり児童園・母子生活支援施設すみれ館・勤労青少年ホーム・幸町駐車場・連雀町駐車場・川越駅西口広場・学童保育室(33)・高階北学習情報館・小堤集会所・福原コミュニティセンター・公民館(20)・図書館(3)・博物館・蔵造り資料館・川越城本丸御殿

1 - (2)

項目	P F I手法の活用			所管課	全部局	
方針	設計と建設を含めた施設建設費が概ね 10 億円以上の事業について、P F I手法の活用を検討する。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22 ~
	恒常的に実施 					
内容	平成 17 年度に策定した「P F I活用に関する基本指針」に基づき、大規模プロジェクトの実施や公共施設の設備・運営について、P F I手法の導入の可能性を検討する。					
	活用を予定している施設		地域振興ふれあい拠点施設			

(3) 定員管理の適正化

1 - (3)

項目	定員適正化の推進			所管課	行政管理課	
方針	定員適正化計画に基づく定員管理を行う。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22 ~
	検討	計画策定 実施	—————	—————	—————	—————▶
内容	<p>目標：平成 22 年 4 月 1 日時点の職員数を 2,280 人とする。 (平成 17 年 4 月 1 日時点の職員数 (2,400 人) と比較し、 5%、120 人の削減)</p>					

(4) 手当の総点検をはじめとする給与の適正化

1 - (4)

項目	高齢層職員の昇給停止			所管課	職員課	
方針	国における給与構造の改革の実施に準じて対応を図る。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22～
	検討	実施				
内容	<p>高齢層職員の昇給停止については、給与総額の抑制には必要であるが、国においては従来の55歳昇給停止に替えて55歳以上の職員について、通常の半分程度に昇給幅を抑えて昇給を実施していくこととなったため、国に準じた対応を図っていく。</p>					

1 - (4)

項目	退職時特別昇給の廃止			所管課	職員課	
方針	退職時特別昇給を廃止する。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22～
	一部廃止	廃止				
内容	<p>退職時特別昇給については、退職手当のかさあげではないかとの批判もあることから、廃止することとした。</p>					

1 - (4)

項目	退職手当の最高支給率の引き下げ			所管課	職員課	
方針	退職手当の支給率を見直す。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22～
	実施済					
内容	退職手当の支給率については、平成16年度に見直しを行い、平成17年4月から国に準じた措置をした。					

1 - (4)

項目	特殊勤務手当の見直し			所管課	職員課	
方針	制度の趣旨に合致しない手当については廃止していくとともに制度の趣旨に合致した手当とするよう見直しをしていく。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22～
	協議	見直し				
内容	<p>特殊勤務手当は「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給料表上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められる業務に従事する職員に、その特殊性に応じて支給する」ものである。</p> <p>平成16年4月実績で支給を受ける職員の割合が55.7%、支給年額57,449千円である。支給に至った経緯や必要性の有無を検討して、順次見直しをしていくこととし、継続的に実施していくこととする。・平成16年度決算額 57,450千円</p>					

1 - (4)

項目	時間外勤務手当の削減			所管課	職員課	
方針	時間外勤務時間数の削減に努める。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22 ~
内容	時間外勤務について、引き続き、様々な方策によりその削減に努め、職員の超過勤務の削減を図る。					

1 - (4)

項目	通勤手当の見直し			所管課	職員課	
方針	通勤距離 2 km未満及び徒歩通勤者等の通勤手当を廃止する。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22 ~
	協議	廃止				
内容	徒歩及び近距離通勤者の通勤手当については、通勤手当が通勤の費用弁償的な性格の手当であることから、廃止することとした。					

1 - (4)

項目	旅費日当の見直し			所管課	職員課	
方針	日当について、廃止を含めた見直しを行う。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22～
	検討			方針決定		
内容	視察や研修などの際の日当（職別に 2,900 円、3,000 円、3,300 円の 3 種類があり、また、県内への旅行の場合は半額となる。）の支給を見直す。					

1 - (4)

項目	技能労務職員の給与の是正			所管課	職員課	
方針	適正な給与制度・運用となるよう努める。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22～
	検討	協議				
内容	技能労務職員の給与については、国における同種の職員の給与を参考とし、また、その職務の性格や内容を踏まえつつ、民間同種の職種に従事する者との均衡を図ることの必要が求められている。					

1 - (4)

項目	能力・職責・業績の給与への反映			所管課	職員課	
方針	職員の能力・職責・業績を給与に反映できる給与制度の再構築を図る。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22～
	検討		試行		実施	
内容	<p>職員の能力・職責・業績を給与に反映できる給与制度を構築するためには、公正な評価を実施する必要がある。</p> <p>平成17年度より新たな人事評価制度を試行したところであり、試行結果をみながら、評価結果を給与等の処遇に反映し、努力した結果が報われ、職員のやる気を向上させる給与制度の構築に努める。</p> <p>平成17・18年度・・・人事評価の試行及び給与への反映についての検討</p> <p>平成19・20年度・・・評価結果の給与への反映について試行</p> <p>平成21年度・・・評価結果の給与への反映</p>					

(5) 福利厚生事業の見直し

1 - (5)

項目	福利厚生事業の見直し			所管課	職員課	
方針	市民の理解が得られるよう見直しを行っていく。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22～
	一部廃止	見直し				
内容	平成 17 年度に事務服上衣（冬服及び夏用）の新規の貸与を廃止したが、昨今の社会情勢を考慮し、市民の理解が得られる福利厚生事業となるよう見直しをしていくこととする。					

1 - (5)

項目	職員駐車場の有料化			所管課	総務課 職員課	
方針	有料化について検討する。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22～
	検討		方針決定			
内容	職員用駐車場（本庁舎通勤用、各出先機関等通勤用の全て）の有料化について検討する。					

(6) 第三セクター等の見直し

1 - (6)

項目	外郭団体の見直し基準の策定			所管課	行政管理課	
方針	外郭団体の見直しに関する基準の策定を行う。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22 ~
	検討	基準策定	実施	—————	—————	—————▶
内容	外郭団体の設置目的や業務内容を再確認し、統廃合も視野に入れて、全団体のあり方を見直す。そのための基準を策定する。					

(7) 補助金等の整理合理化

1 - (7)

項目	補助金等の見直し			所管課	財政課	
方針	補助金等の支出に関する基準を策定し、見直しに取り組む。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22 ~
		基準策定	実施	—————▶		
内容	補助金などの活用は、協働の推進や公共課題の解決（地域活性化・産業振興など）に有効な手段となり得る一方で、一度支出すると長期間継続してしまう傾向もある。そのため、補助金等の支出に関する基準を策定し、効果・必要性について検証を行う。（終期設定、段階的縮減、支出方法の変更）					

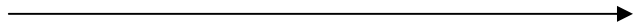
(8) 公共工事のコスト縮減対策等

1 - (8)


項目	公共工事コストの縮減			所管部署	建設部 まちづくり部	
方針	公共事業のすべてのプロセスをコストの観点から見直す。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22 ~
		検討	実施	→		
内容	従来からの公共工事コスト縮減対策に加え、政府プログラムを参考に「事業の迅速化」、「計画・設計から管理までの各段階における最適化」、「調達の最適化」の観点から積極的に公共事業コスト構造改革に取り組む。					

(9) 的確な歳入の確保

1 - (9)

項目	市税の収入率の向上			所管課	収税課	
方針	市税の収入率の向上に努める。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22～
	恒常的に実施 					
内容	<p>市税収入を安定的に確保し、財政基盤を確かなものにするため、収納体制の充実・強化を図る。</p> <p>また、マルチペイメントシステムの構築など、納付方法の拡大を検討する。</p>					

1 - (9)

項目	課税客体の把握			所管課	資産税課	
方針	地図情報システム（GIS）を積極的に活用する。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22～
	データ整備・実施 					
内容	<p>市税における基幹税目である固定資産税の安定的な確保を実現するためには、課税客体を正確に把握し、適正かつ公平な課税を行う必要がある。</p> <p>そこで、地図情報システムにおける地番図・家屋データや航空写真等の地図データを積極的に活用することにより、図面と台帳の一元化を図り、評価精度の向上、事務の効率化を推進する。</p> <p>さらに、税の公平性を担保するために、当システムを活用し、積極的な現況調査を実施する。</p>					

1 - (9)

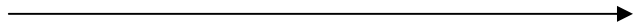
項目	市有財産の有効活用			所管課	管財課	
方針	市の保有する土地や施設等の財産について有効な活用を図るため、指針を策定する。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22～
	検討	指針策定	実施	→		
内容	市の保有する土地や施設等の財産の状況について整理し、今後の活用方法を図るため、指針を策定する。特に未利用地については、転用、賃貸、処分など自主財源確保に向け積極的に活用方法を検討する。					

1 - (9)

項目	使用料・手数料の総合的な見直し			所管課	財政課	
方針	積算根拠の明確化を図る。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22～
	検討	基準作成	実施	→		
内容	公共施設などの使用料・手数料については、その受益により着目し、総合的な見直しを検討する。 また、料金設定にあたっての基準の明確化を図る。					

(10) 特別会計の経営健全化

1 - (10)

項目	特別会計の経営健全化			所管課	特別会計所管課	
方針	特別会計の経営健全化を図り、一般会計の繰出金の抑制に努める。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22～
	恒常的に実施 					
内容	特定の歳入をもって特定の歳出に充てる場合に設置される特別会計の原則に基づき、事務事業の不断の見直しを行い、適正な事業の運営を図り、一般会計の繰出金を抑制する。					

(11) 上下水道事業の経営健全化

1 - (11)

項目	上下水道事業の経営健全化			所管課	経営企画課	
方針	中期経営計画を策定し、併せて経営健全化を図る。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22 ~
	計画策定	実施	—————	—————	—————	—————▶
内容	中期経営計画を策定し、経営改革を推進する。					

(12) 電子市役所の推進

1 - (12)

項目	電子申請システムの手続きの拡大	所管課	情報統計課			
方針	電子申請システムの手続きを拡大する。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22～
内容	既に運用を開始している電子申請システムの手続きの拡大を行うとともに、電子決済を使い手数料等の支払いができるよう、県内市町村と共同で調査・研究を行う。					

1 - (12)

項目	公共施設予約システムの導入	所管課	情報統計課			
方針	公共施設予約システムを導入する。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22～
	検討		導入			
内容	市民が、パソコンや携帯電話からインターネットを通じて、いつでも、どこからでも文化施設、体育施設、公園施設及びその他の公共施設の利用予約ができるよう、施設予約システムの構築に向け検討を進めていく。					

1 - (12)

項目	電子文書管理・決裁システムの検討	所管課	総務課 行政管理課 情報統計課			
方針	電子文書管理・決裁システムの導入について検討する。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22～
	検討		方針決定			
内容	総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用した電子文書交換システムの運用や庁内における電子文書の取り扱い、電子決裁について検討を進めていく。					

1 - (12)

項目	統合型地図情報システムの整備	所管課	情報統計課			
方針	地図情報システム（GIS）の段階的整備を行う。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22～
内容	<p>統合型地図情報システムについては、複数の部署が利用するデータ（共用空間データ）を、各部署が共用できるように整備し、利用していく庁内横断的なシステムとして構築していく。</p> <p>このシステムの導入により、業務の効率化・高度化と、地図整備コストの低減を図るとともに、分かりやすい市民への地図情報の提供により、市民サービスの向上を図っていく。</p>					

2 新たな行財政運営システムの構築

(1) 成果を重視したマネジメントサイクルの確立

2 - (1)

項目	マネジメントサイクルの確立			所管課	行政管理課 政策企画課 財政課	
方針	計画、予算、評価の連携によるマネジメントサイクルを確立する。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22～
	検討		実施	→		
内容	<p>計画、予算、評価の連携を図ることにより、Plan（計画） - Do（実施） - Check（評価） - Action（改善）のマネジメントサイクルを確立し、目的と成果に基づいて継続的な改革ができる行財政運営システムを構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三次川越市総合計画に掲げられた目標の達成のため、各施策及びそれを構成する事業の重点化、効率化が適切に図れる施策評価を導入する。 ・マネジメントサイクルの構築に併せて、予算編成等のシステムに関する見直しを行う。 					

(2) トップマネジメントの充実

2 - (2)

項目	経営戦略会議の設置			所管課	政策企画課 行政管理課	
方針	市長をサポートする機能として、経営戦略会議を設置する。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22 ~
	実施					
内容	<p>自治体経営の観点から、行政運営の一層の効率化と財政の健全化を戦略的かつ迅速に推進するため、経営戦略会議を設置する。</p> <p>(所掌する事務)</p> <p>行財政運営に係る市長の特命的事項に関して審議する。</p>					

(3) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

2 - (3)

項目	組織体制の整備			所管課	行政管理課	
方針	市民の視点に立って最少の経費で最大の効果を生み出すことのできる組織体制を整備する。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22～
	検討		実施			
内容	<p>組織体制の整備にあたり、主に次の事項を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働の観点に基づく市民と行政の役割分担 ・経営的な手法の導入による行財政運営改革 ・組織階層の簡素化による職員のやる気の醸成と意思決定の迅速化 ・縦割り組織の弊害を緩和する仕組みの導入 					

2 - (3)

項目	出張所等の機能の見直し			所管部署	政策企画課 市民部 生涯学習部	
方針	出張所・公民館等の機能を検討し今後のあり方を定める。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22～
	検討		方針決定	見直し 検討	最終決定	
内容	出張所・公民館等を市の組織の中でどのように位置付けるべきかを、機能の強化、地域の拠点施設、統廃合の是非などの多角的な視点をもって検討する。					

(4) 人材育成の推進

2 - (4)

項目	人材育成の推進			所管課	職員課	
方針	人材育成基本方針に基づき、職員の能力向上を図る。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22～
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> 恒常的に実施 → </div>					
内容	<p>地方分権の進展により、市は自己責任・自己決定に基づく行政運営を求められている。平成16年に策定した「川越市人材育成基本方針」に基づき、引き続き分権型社会の担い手にふさわしい人材の育成を推進する。</p>					

3 協働によるまちづくり

(1) 市民参加のしくみづくり

3 - (1)

項目	協働の推進に関する指針などの策定			所管課	市民活動支援課 政策企画課	
方針	協働の推進に関する指針などを策定する。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22 ~
	検討		指針策定	実施	—————	—————▶
内容	市民・民間団体・事業者・行政などが公共的サービスの提供を協力して行うための指針などを策定し、推進する。					

3 - (1) -

項目	市民参加に関する条例の制定			所管課	政策企画課	
方針	市民参加に関する条例を制定する。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22 ~
	検討		条例制定	実施	—————	—————▶
内容	市民参加を進めるため、自治基本条例などの条例について検討し、制定する。					

3 - (1) -

項目	意見公募手続（パブリック・コメント手続）の制度化			所管課	政策企画課	
方針	意見公募手続（パブリック・コメント手続）の制度化を図る。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22～
	検討	実施	—————	—————	—————	—————▶
内容	市民に大きな影響を及ぼす、様々な計画の策定過程や市民の権利義務に関する条例等の制定・改廃に関する原案の検討過程において、市民の意見を反映するための意見公募手続（パブリック・コメント手続）の制度化を図る。					

3 - (1) -

項目	審議会等の設置及び運営に関する基準の策定			所管課	行政管理課	
方針	審議会等の設置及び運営に関する基準を策定する。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22～
	検討		基準策定	実施	—————	—————▶
内容	審議会については、委員の選任方法、類似審議会の整理の必要性などの問題点が指摘されている。そこで、審議会等の設置目的、委員の選任方法、会議録の公開などについて目安となる基準を策定する。 委員の公募及び会議の公開に関する基準は策定済。					

(2) 公正の確保と透明性の向上

3 - (2)

項目	許認可事務の処理体制の整備と迅速化			所管課	行政管理課	
方針	行政手続法及び行政手続条例により定める標準処理期間を見直す。					
スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	H22 ~
	検討	調査	実施			
内容	行政手続制度（行政手続法及び行政手続条例）により定める標準処理期間を可能な範囲で短縮し、市民の利便性の向上を図る。					